

# ガイドラインに基づく取組状況 と今後の対応について

～ 公正な研究活動の推進に向けて ～

平成28年7月4日

文部科学省 科学技術・学術政策局  
人材政策課研究公正推進室



## I ガイドラインについて

## II 履行状況調査の結果について

～ガイドラインで求めている規定・体制等の整備を中心に～

## III 文部科学省における今後の対応

# 1. 背景と問題点

- ✓ 研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態。
- ✓ 背景として、研究者の研究作法や研究倫理について、十分な教育を受けていない状況があり、研究指導に当たるべき研究者の中にも、その責務を十分に自覚していない者が見受けられる状況。
- ✓ 競争的環境の急速な進展、研究分野の細分化や専門性の深化、研究活動体制の複雑化・多様化の結果、自浄作用が働きにくくなっているとの指摘。
- ✓ これまでの対応は、専ら個々の研究者の自己規律と責任のみに委ねられている側面が強いという問題。
- ✓ また、研究成果の第三者による検証可能性を確保し、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合に、その自己防衛に資する、研究データの保存等が必ずしも十分ではないという問題。

等々

## 2. ガイドライン

研究活動の不正行為への対応のガイドライン  
(平成18年8月 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)



研究活動における不正行為が後を絶たない



研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
(平成26年8月 文部科学大臣決定)

### 基本的方向

これまでの対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、**研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、**不正行為が起これにくい環境**がつけられるよう対応を強化。

### 対象

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の**文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動**。

## 研究者の責任

### 【公正な研究】

- 科学研究は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行。
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理。
  - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
  - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

### 【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに公開（研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献）。

### 【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守。

### 【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明。

### ＜違反に対する措置＞

- 競争的資金等の返還、申請制限（競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする）。
- 組織内部規程に基づく処分。

## 研究機関の責任 ①

### 【組織としての責任体制の確立】

○管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進

- 不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
- 実効的な取組推進  
(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取り組む)

### 【不正の事前防止に関する取組】

○不正行為を抑止する環境整備

- 定期的な研究倫理教育の実施  
研究機関：研究倫理教育責任者の配置などの体制整備。  
広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。  
大 学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施を推進。  
配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
- 一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

## 研究機関の責任 ②

### 【不正疑惑に対する対応】

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の告発受付、事案調査、調査結果の公開。
  - ・調査への第三者的視点の導入  
（外部有識者を半数以上。利害関係者の排除）
  - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
  - ・調査の専門性に関する不服申立ては、妥当と判断された場合、調査委員を交代・追加等して審査

### ＜違反に対する措置＞

#### ○管理条件の付与

- ・以下の場合、文部科学省は研究機関に対して、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付与する。
  - a) 履行状況調査の結果、研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合
  - b) 特定不正行為が確認された研究機関において、体制整備等に改善を求める必要があることが確認された場合

#### ○間接経費の削減

- ・管理条件の履行が認められない場合、間接経費の削減等の措置を行う。

I ガイドラインについて

II 履行状況調査の結果について

～ガイドラインで求めている規定・体制等の整備を中心に～

III 文部科学省における今後の対応

# 1. 履行状況調査の目的・調査対象等

## 目的

ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況や他の研究機関の参考となる取組等を把握し公表することにより、各研究機関における公正な研究活動の推進に資する。

## 調査対象・時期・方法

### ①書面調査

調査対象：文部科学省の予算により研究活動を行う研究者が所属する研究機関  
（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、  
試験研究機関、企業など）

調査時点：平成27年9月1日

調査方法：書面の調査票に記入を求め、回収

回収状況：調査対象総数 1,666機関

有効回収数（率） 1,604機関（約96%）

### ②現地調査

調査対象：9機関（特定不正行為の事案が報告された研究機関や科研費の採択  
件数が上位の研究機関の中から抽出）

調査時期：平成27年10月～11月

調査方法：調査対象機関へ赴き、ヒアリングや研究室等への訪問を実施

## 2. 取組方針

### 履行状況調査の結果

- 多くの研究機関において、それぞれの教育・研究理念の下、行動規範や基本方針等を整備し、研究者等に徹底・遵守。
- 管理責任の明確化や、研究倫理教育の実施、一定期間の研究データの保存・開示、不正行為の疑義が生じた場合の対応など、新たな要請に基づく事項について、多くの研究機関で規程等を整備。
- 具体的には、各研究機関における運営方針や法人の目的等を踏まえ、
  - ・研究倫理教育による倫理意識の向上に重点を置くこと
  - ・研究不正に対する処分等に言及するのみでなく、研究活動の在り方を研究者に理解させること
  - ・組織としての責任体制を確立し、組織を挙げて研究不正の防止に取り組むこと等を理念や方針として、多くの研究機関において取組が行われている。

## 3. 体制の整備

### 履行状況調査の結果

○多くの研究機関で規程を改定し、

- 組織内の責任体制の明確化

最高責任者、研究公正統括管理責任者、研究公正推進責任者の設置、公正な研究活動を推進するための委員会の設置等

- 研究倫理教育を実施するための体制整備

研究倫理教育責任者、研究倫理委員会の設置、事務支援を行う事務局の設置等

- 研究不正事案に対応するための体制整備

法人本部と独立した監査室における告発窓口の設置、研究不正事案調査のための常設委員会の設置等

等の対応がとられている。

## 取組事例

- 全学・部局が連携する組織体制の構築、全学的な委員会のみならず、委員会を支援する専門的常置組織が必要との基本認識の下、体制を整備。
  - ・ **公正な研究活動推進委員会** ⇒ 公正な研究活動の推進に係る計画、体制の整備、教育及び啓発、施策の検証等について審議
  - ・ **専門委員会** ⇒ 公正な研究活動に関する専門的な事項を調査審議
  - ・ 上記委員会を支えるため、教員、URA、事務職員などによって構成する**公正な研究活動推進室**を本部に設置することを検討
  - ・ 各部局に、**公正な研究活動推進担当組織**、**研究倫理推進責任者**、**相談窓口**を設置
  - ・ 全学と部局の連絡調整体制として、**公正な研究活動推進連絡会議**を設置
- 最高管理責任者、統括管理責任者（研究担当理事）の下、各部局に**部局責任者**及び**研究倫理担当者**を置く。また、総合的な推進方策の企画、立案、調整等を行う**研究倫理推進室**を本部に設置。
  - ・ 統括管理責任者と研究倫理推進室で**全体の基本的な方針等**を示し、各部局でそれぞれの事情に応じた取組を実施
  - ・ 研究倫理推進室と研究倫理担当者の**定期的な会合**を開催し、**意見交換や取組事例を共有**

- コンプライアンス等に関して、本部の統括の下で一元的に実施するなどのガバナンスを強化。
  - ・経営戦略会議 ⇒ トップマネジメントやリスクマネジメントなどの重要事項等を審議。座長を含む構成員の過半数を外部有識者で構成。
  - ・研究コンプライアンス本部 ⇒ 研究不正等の防止を所掌。理事長直轄の組織。
  - ・内部統制委員会 ⇒ 内部統制推進に関する重要事項を審議。この下に、研究不正等について検討・審議を行う「リスク管理委員会」を設置。
  - ・運営・改革モニタリング委員会 ⇒ 研究不正再発防止をはじめとする高い規範を再生するための取組の実行について審議。外部有識者で構成。
  
- 研究活動が教室又は科単位で行われ、閉鎖的な傾向にあったことが研究不正の防止を困難にしていたとの認識の下、医学研究全般の科学性・倫理性の担保、一元的な研究の質管理、研究の質向上を目的として、研究開発・質管理向上統合センターを設置。研究のシーズの発見段階から研究計画の立案・作成、データ・試料の保管とマネジメント、倫理審査、利益相反マネジメント、倫理教育・研修、英文成果発表までを全体的に支援。
  
- 研究不正防止を推進するため、研究不正防止を担当する役員の職を新設するとともに、研究不正防止対策を推進する統括部署に専任の事務職員を配置し、規定やルールの点検、改善といったPDCAサイクルに沿った活動を実施する体制を整備。
  
- 研究倫理委員会を設置し、学長を総括責任者、研究倫理委員会委員長を研究倫理教育責任者とするなどの体制を整備。今後、体制が有効に機能していくよう、例えば研究倫理委員会で点検、評価、改善を行う仕組みを構築するなど、大学の実情に合わせた有効な改善策を実施していく。

## 4. 研究倫理意識の醸成

### 基本的視点

- 研究倫理意識を醸成していく上で、**研究機関の責任**として、**研究活動上の不正行為を事前に防止するための体制の整備**が重要な柱に位置付けられる。
- 所属する研究者等に対する「研究倫理に関する知識を定着・更新」することを目的に、**定期的な研究倫理教育の実施**が求められる。

◇ガイドラインにおける記載

- 研究倫理教育を実施する体制を整備すること
- 所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること

### 履行状況調査の結果

#### ○研究倫理教育を実施する体制

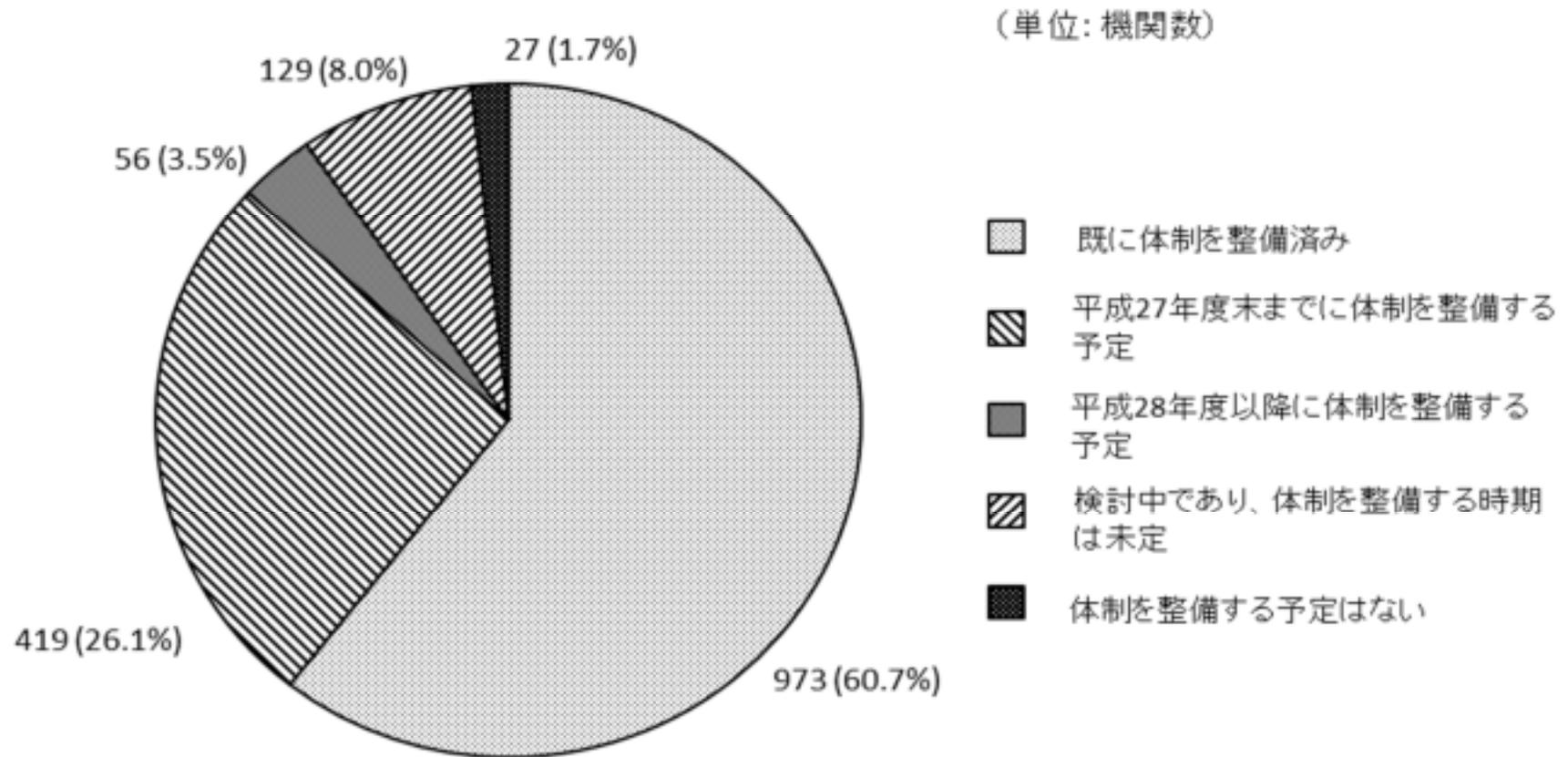
⇒ 整備済み・平成27年度末までに整備予定 約87% (1,392機関)

#### ○研究倫理教育の受講の義務付け状況

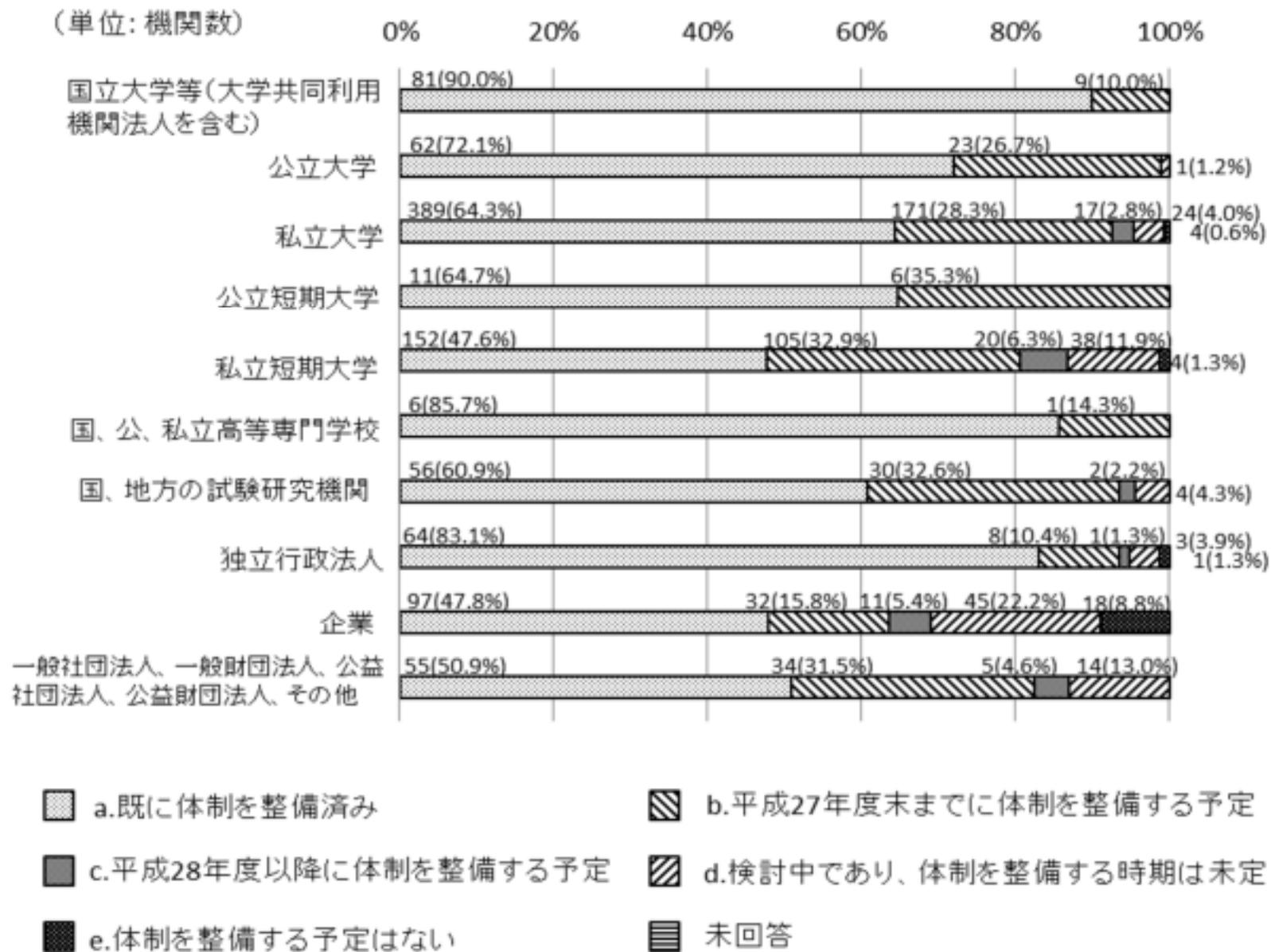
⇒ 研究者（本務者）への受講の義務付け 約57% (918機関)

⇒ 研究者（本務者）に受講を義務付けている割合は、国立大学等・高等専門学校では8割を超える一方で、私立大学、私立短期大学、企業の割合が低い

(1) 研究倫理教育を実施する体制の整備状況

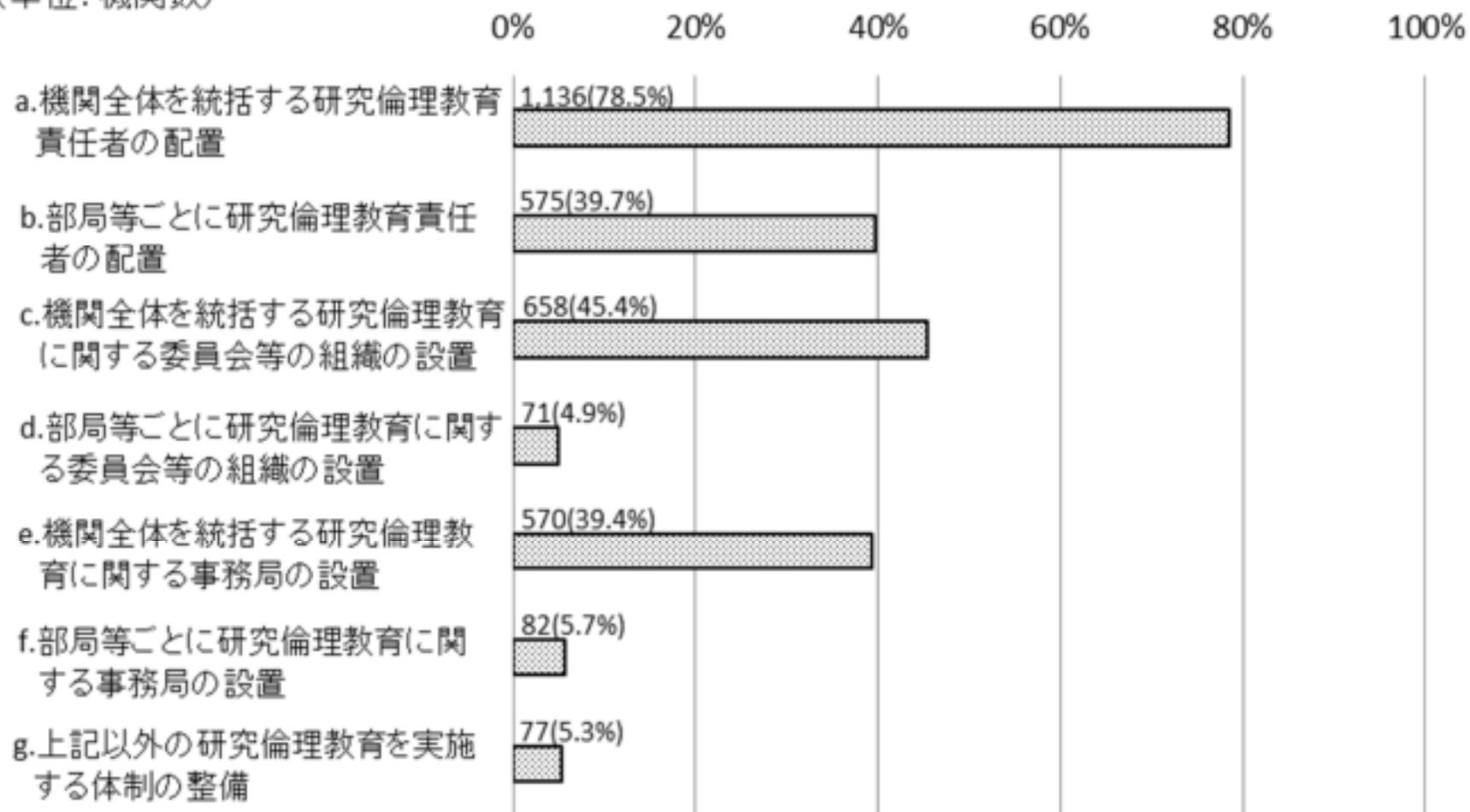


## (2) 研究倫理教育を実施する体制の整備状況（研究機関種別）

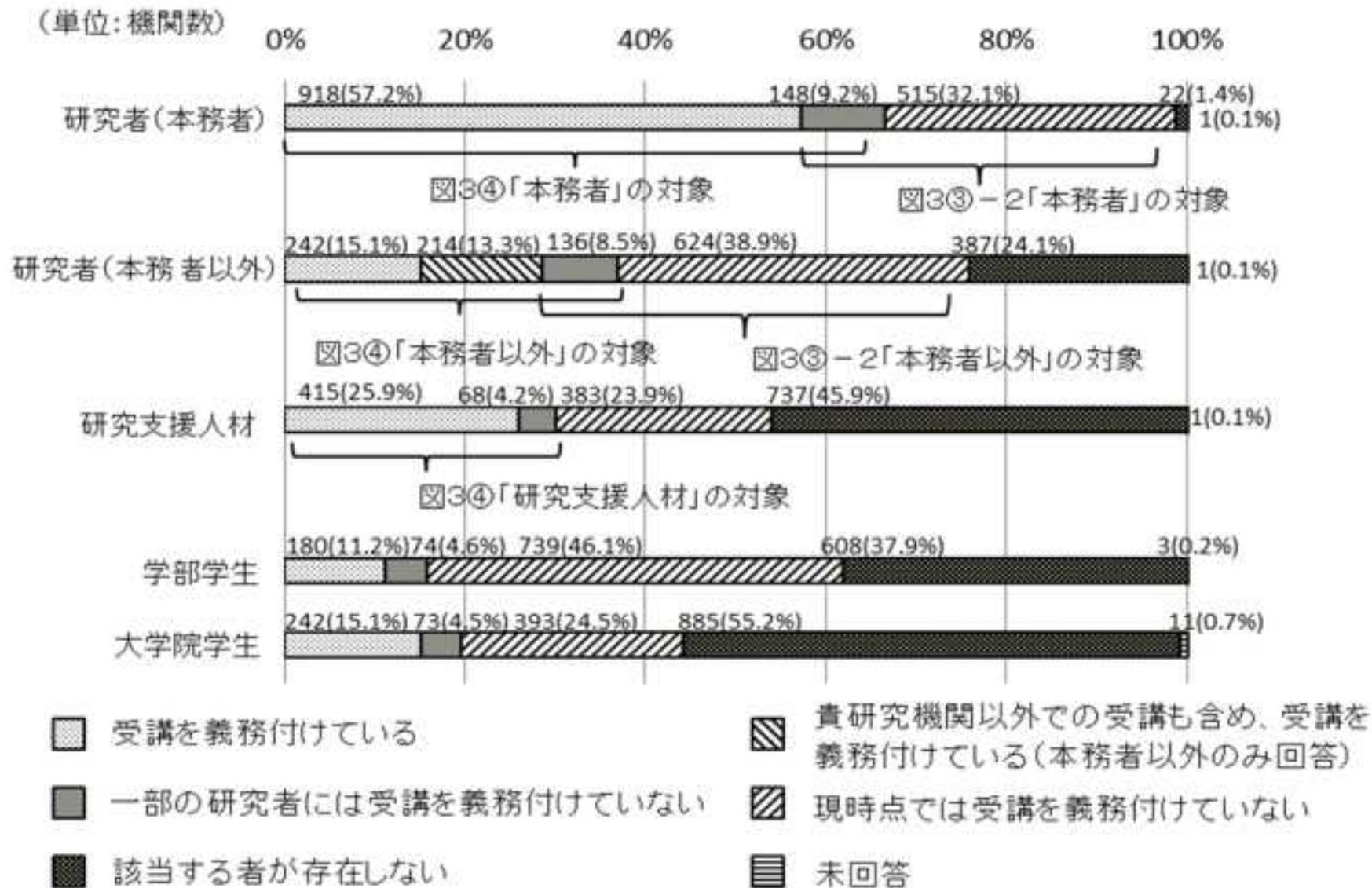


### (3) 研究倫理教育を実施する体制の内容

(単位: 機関数)

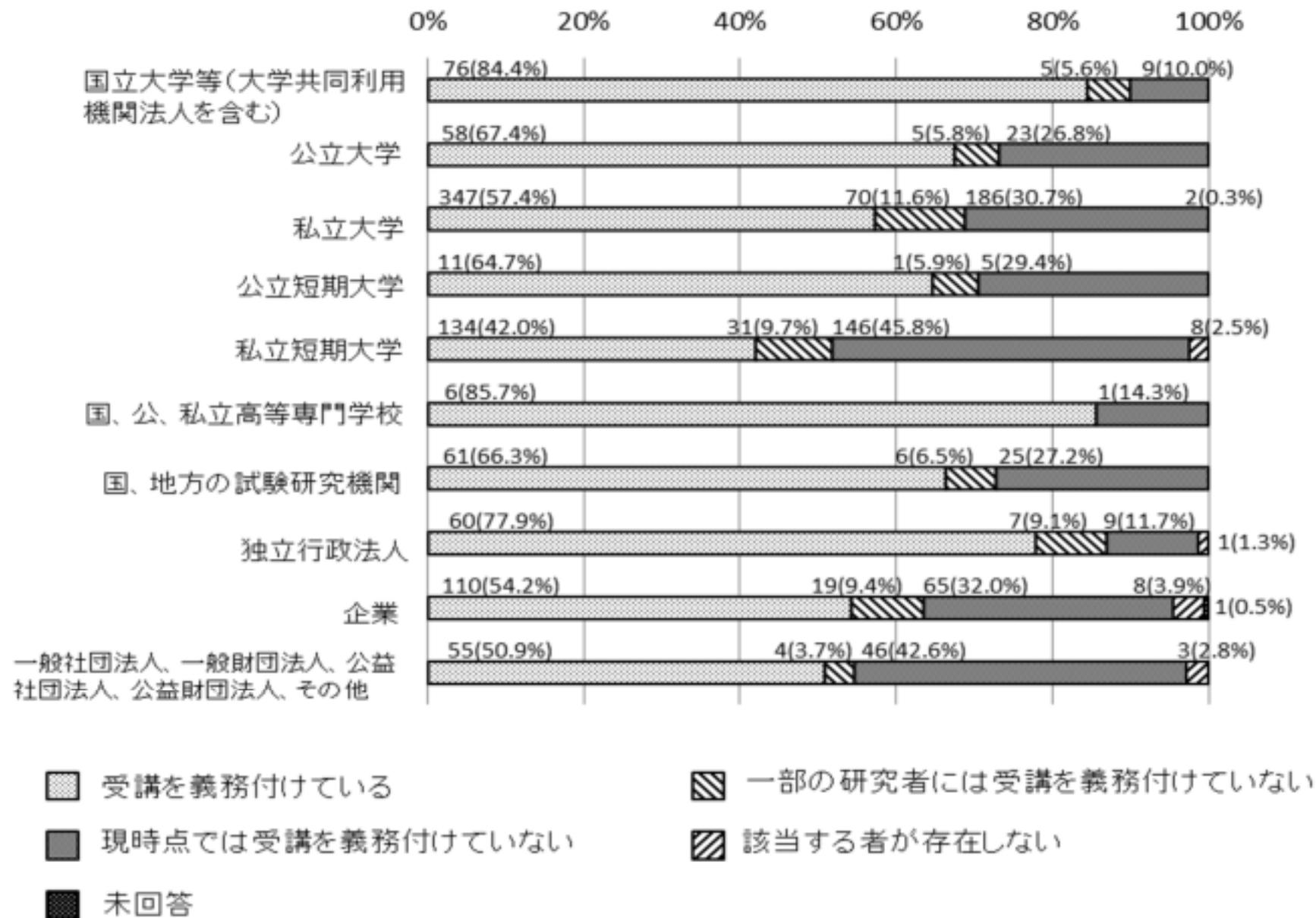


### (4) 研究倫理教育の受講の義務付け状況



### (5) 研究者（本務者）への研究倫理教育の受講の義務付け状況（研究機関種別）

(単位: 機関数)



## 取組事例

- 学生、新任教員からメンター教員、研究活動に関わる事務職員、URAに至るまで、各ステージに求められる学習や研究活動に対応して必要な研究倫理教育を体系化して実施するための全学の研究倫理教育に関するガイドラインを策定予定。具体的には、学士課程学生から教員までを6段階のレベルに分け、それぞれのレベルでの役割、学習内容、学習教材・形態等の基準を策定。各部局では、これを踏まえ、具体的な実施内容を整備予定。  
また、研究倫理に関するケース・スタディを蓄積し、学内に提供する教材を開発していく。
- CITI-Japanのe-ラーニングの他、冊子の配布、研究倫理の専門家による講演会、ワークショップ、管理職を対象としたe-ラーニング、新人研修における講義、新任主宰者等を対象にした研修会など、様々な機会、形態で研究倫理教育を実施。ワークショップでは、具体的事例に関する少人数のグループディスカッションを通じた研究倫理教育を実施。また、日本語を母国語としない研究者等のため、原則、日英両方の研究倫理教材を準備。
- リーフレット（行動規範、不正行為の種類、研究活動を行う上で守るべきことなどを和英併記）の作成・配布。
- 研究倫理意識の向上を図るために啓発活動を行う「研究倫理ウィーク」を設け、ポスターを作成し、周知。

- 研究倫理研修会に参加するインセンティブを高めるため、研修会等に参加した場合にポイントを付与する制度を導入。基礎医学・臨床研究に携わる研究者の倫理審査申請を行うにあたって、一定の有効ポイントの獲得を義務付けている。
- 研究不正が起きにくい環境づくりが重要であるとの認識の下、研究室を越えた学生・教員との交流の機会として、大学院生及び若手研究者を中心とするポスター発表及び研究交流会を定期的に実施。
- 研究倫理教育が未履修の場合、未履修者及び所属長に対して研究コンプライアンス本部から注意喚起するとともに、研究倫理教育責任者からも受講を促す。注意喚起後もなお研究倫理教育を履修しない場合は、実験室への立入禁止や研究活動の一時停止等の必要な措置を講ずる。
- 各研究領域にメンターを配置し、常勤、契約職員を問わず、研究活動や日常生活についてメンターに相談できるようにしている。
- 研究倫理に関する必要な知識と経験を有し、他の研究者に対して助言等を行うメンター教員を部局の規模に応じた人数を置く予定。

○研究倫理教材コンテスト（学生がチームを組み、学科の研究の特色を具体的に踏まえた研究倫理教材を作成。これを学内外の研究倫理の専門家を含めて構成した選考委員会で審査、表彰）を開催。

どのような教材を作成すれば研究不正を防止できるか学生自らが考え、教職員や上級生から聴取した意見を検討して教材を作成。教材を作成する学生だけでなく、学生から聴取を受けた教職員や学生の研究倫理意識の向上にもつなげる狙い。

○大学院学生に対して共通科目「研究倫理」を開設し、グループごとのディスカッション、発表、座学、レポート課題等の集中講義により、研究倫理の涵養に資する教育を実施。

○大学院学生を対象に、入学時・年度初めのガイダンス及び論文執筆教育（チュートリアル）を実施。部局によっては、チュートリアルの受講を、修士・博士論文学位審査を受ける要件としている。

## 調査結果を踏まえた課題等

- 『体制の整備』について、「検討中であり、体制を整備する時期は未定」又は「体制を整備する予定はない」とする研究機関が約10%。
- 『研究倫理教育の実施』について、研究者（本務者）に対して「現時点では受講を義務付けていない」とする研究機関が約32%。
- ガイドラインは、競争的資金による研究活動のみならず、競争的資金以外の公募型研究費、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象としているが、そのことを十分理解していない研究機関がある。



- 研究活動は公正性の確保が求められるものであることを十分理解し、ガイドラインを踏まえ、研究倫理教育を実施するための体制を速やかに整備することが必要。
- 研究者や研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することはもとより、将来、研究に携わる可能性を有する学生の研究者倫理に関する規範意識を高めていく上でも研究倫理教育を実施していくことが必要。

## 5. 研究データの保存・開示

### 基本的視点

- 研究者が自らの研究活動によって生み出された成果やそのもととなる研究データを適切に保存し、必要に応じて開示することは、研究者がわきまえるべき基本的な注意義務として、**研究者に課せられた責務**。
- 研究機関においては、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを**義務付ける規程を設け**、その適切かつ実効的な運用を行うことが求められている。

◇ガイドラインにおける記載

- ・研究データの保存及び必要に応じた開示を義務付けることを規定すること

### 履行状況調査の結果

○研究データの保存・開示に関する規定の整備

⇒ 整備済み 約49% (790機関)

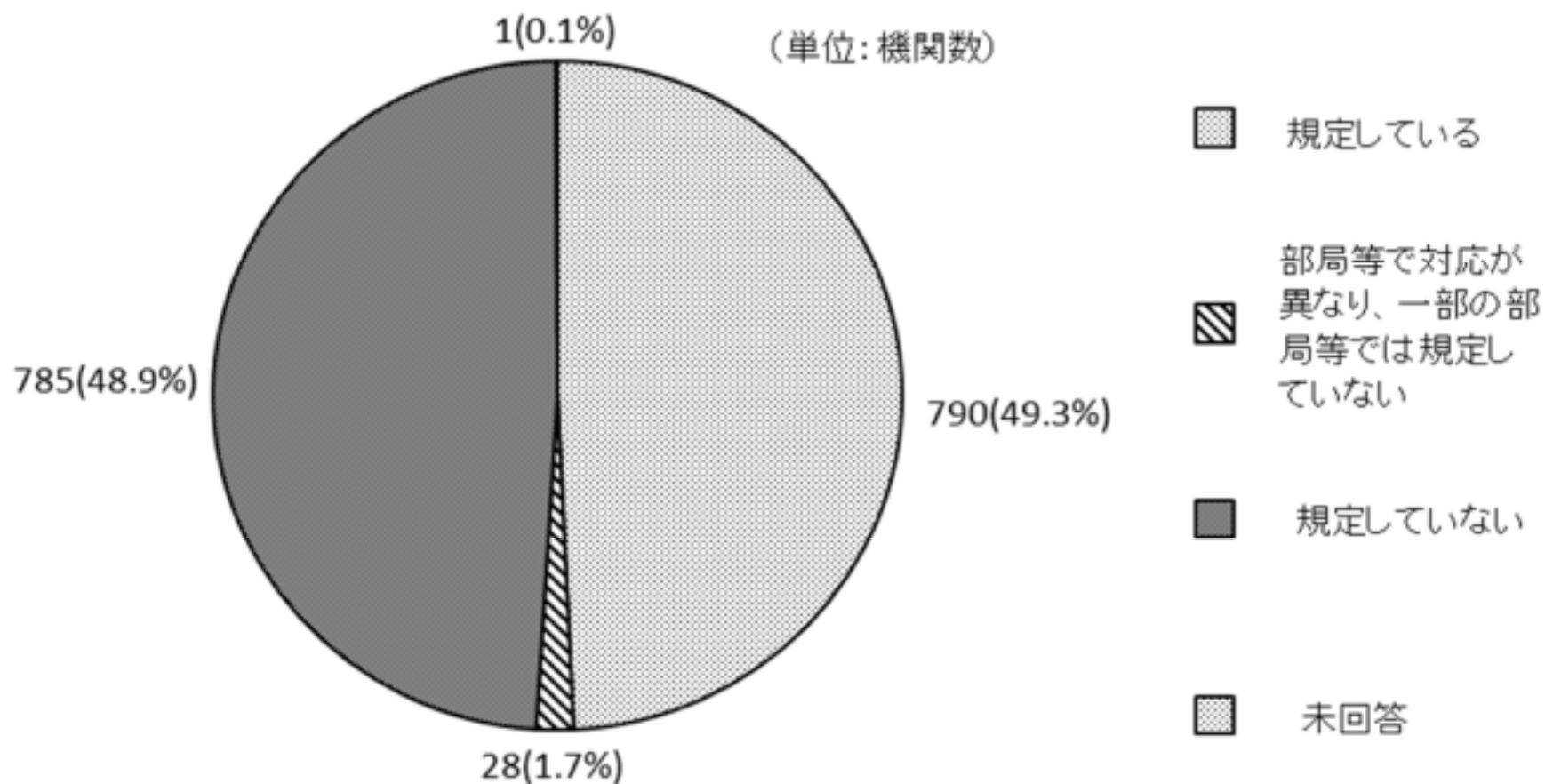
⇒ 未整備のうち、平成27年度末までに整備予定 約51% (414機関)

⇒ 整備済み又は平成27年度末までに整備予定 約75% (1,204機関)

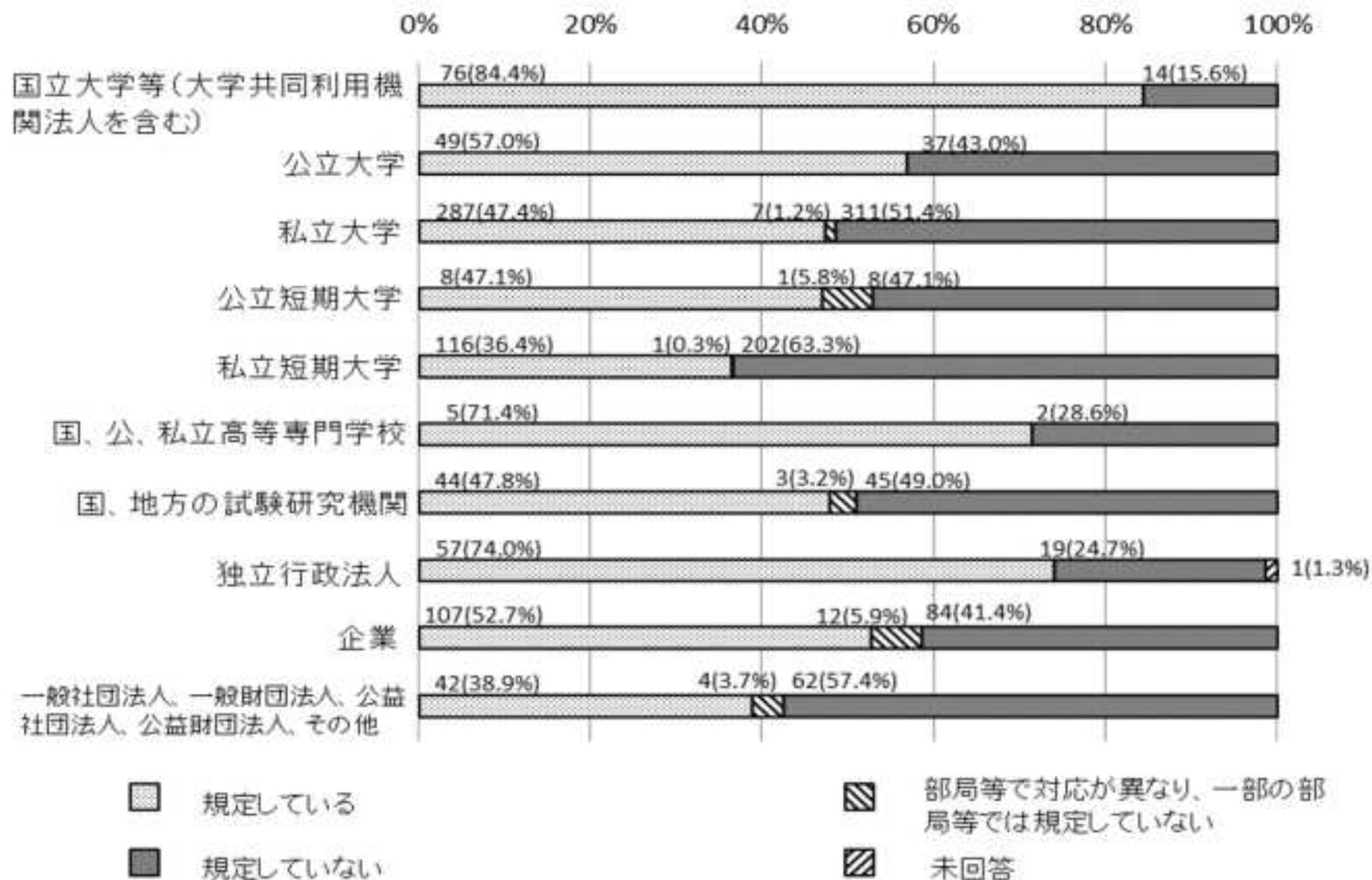
○整備済みは、国立大学等では約84%、高等専門学校・独立行政法人では7割を超える一方で、私立大学や短期大学の割合が低い。

○未整備のうち平成27年度までに実施する予定は、国立大学等・公立大学・独立行政法人では7割程度の一一方で、私立短期大学や企業の割合が低い。

(1) 研究データの保存・開示に関する規定の整備状況

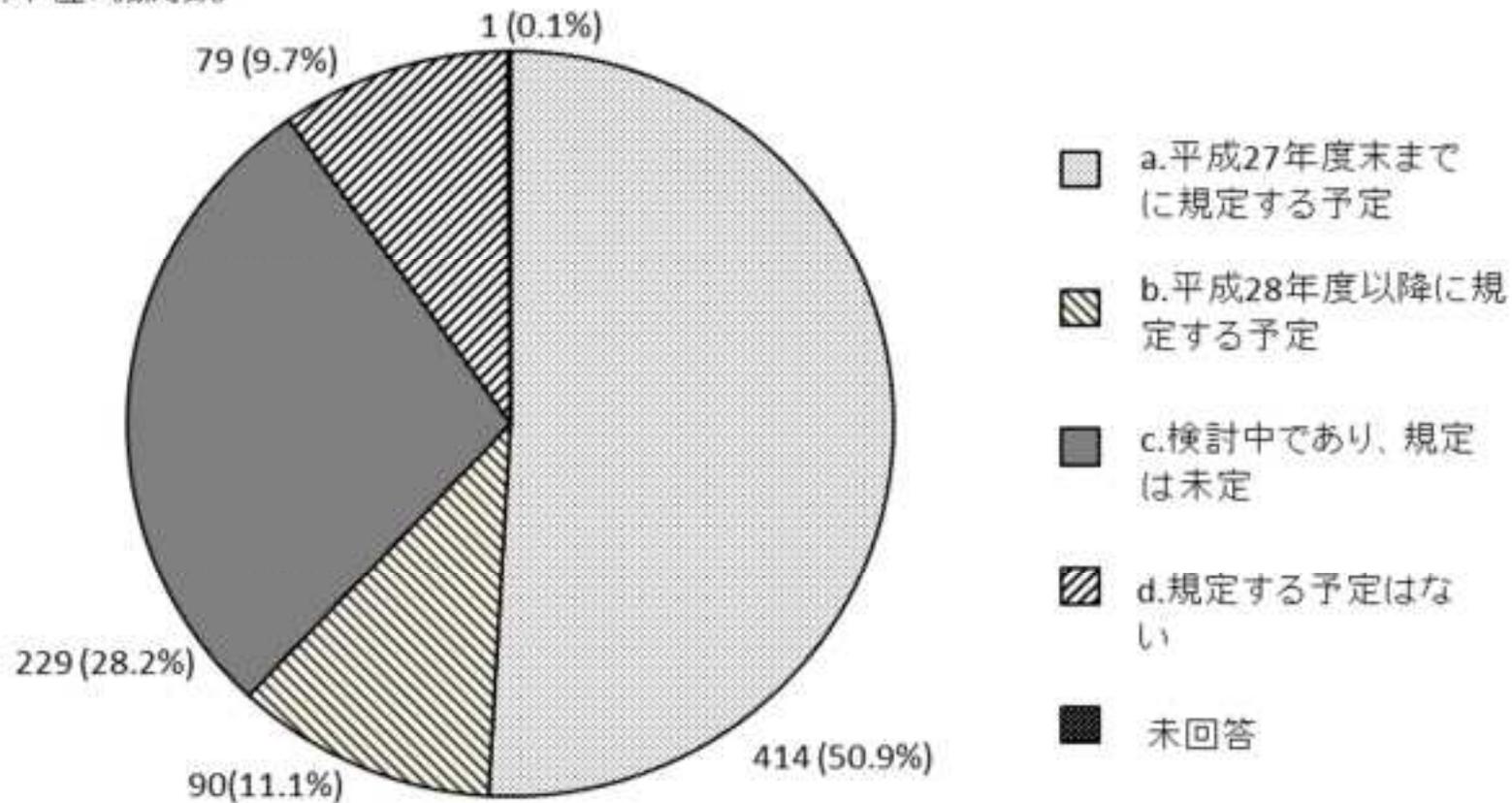


## (2) 研究データの保存・開示に関する規定の整備状況（研究機関種別）

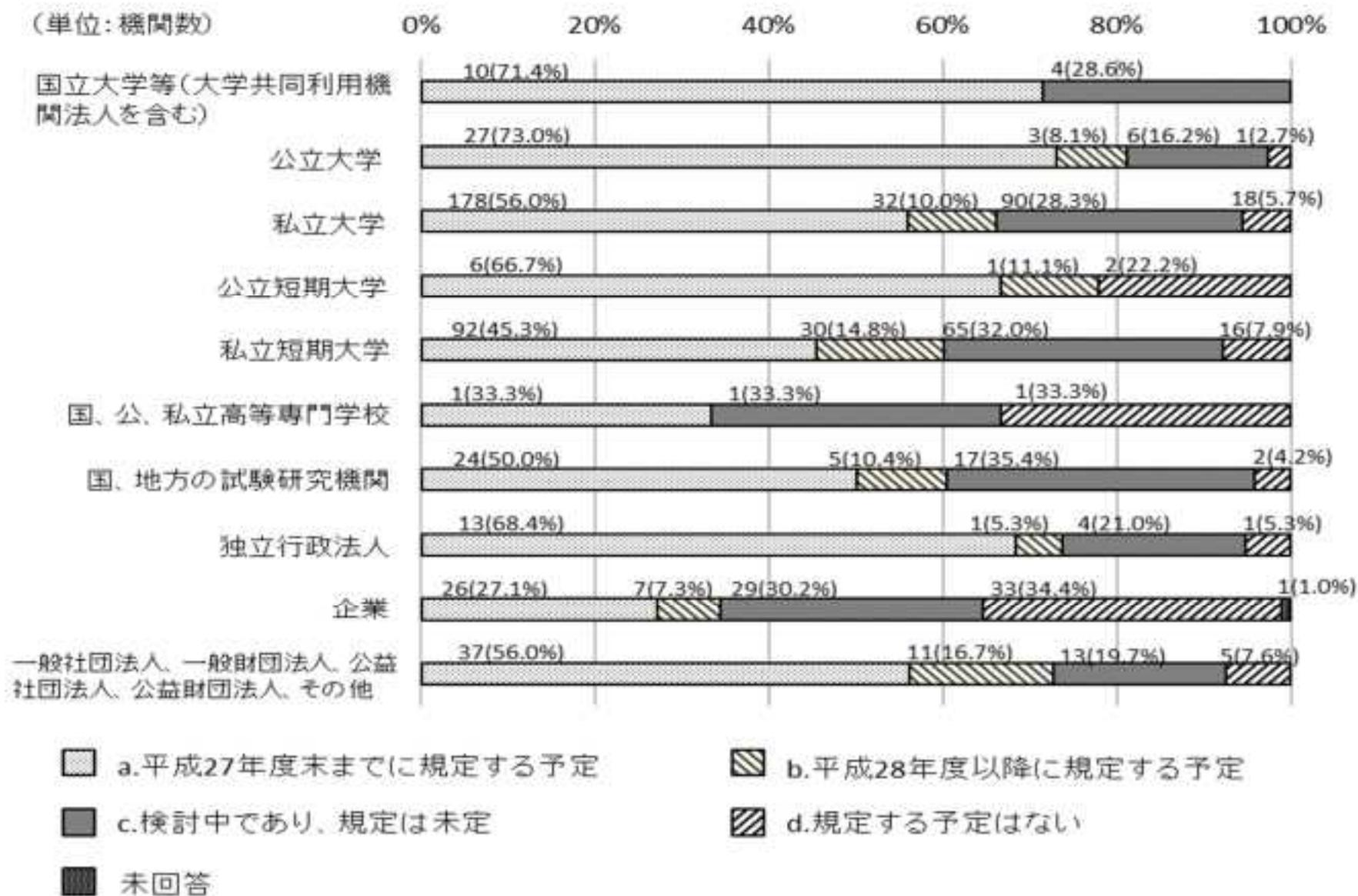


(3) 今後の予定（研究データの保存・開示に関する規定が未整備の研究機関）

(単位:機関数)



#### (4) 今後の予定（研究データの保存・開示に関する規定が未整備の研究機関）



## 取組事例

- どのような研究データが、どこに保管されているかを記載する「研究データ保管管理簿」を作成。研究データが、どのような形態で、どこに保存しているかを管理簿に記入することにより、研究データの「見える化」を行うとともに、研究機関として保管状況を定期的に確認し、把握できる体制を構築。
- 不正行為の疑義が生じた場合、当該論文の役割分担や責任を大学が把握できるようにするため、「論文受理報告書登録システム」を構築し、責任著者に登録を義務付けることを検討中。（論文タイトル、責任著者及び著者、雑誌名、掲載受理日、著者ごとの貢献内容、論文中の研究データの作成者、研究資料等の保存場所等）
- 論文等に使用したオリジナル・データ（元データ）を保存できるよう、データ・バックアップ用サーバーを用意することを検討中。
- 研究不正を防止するため、論文投稿に際し、論文に掲載した図のオリジナルデータの提出を義務付け、研究所のサーバーに保存。また、論文投稿チェックリスト（データ保存、画像の処理、抗体、統計解析など）の提出を義務付け。
- 部局、分野等によりデータの形式等が大きく異なることから、保存が困難な芸術作品は写真で保存する、所属する教員の論文の提出状況を把握し学内外からの照会に対応するなど、部局あるいは専攻や領域単位で必要な対応を実施。

○「研究データの記録、保存及び管理義務」「保存義務の対象、保存期間、保存方法」「研究者の転出とデータの保存・管理」「個人情報保護その他の法的規制との関係」について、**大学としての基本原則を定めるため、指針を検討中。**

各部局等では、この指針に基づき、具体的な保管方法、保管期間、退職時等におけるデータの管理方法、実験データの加工などに関する適正な取扱い基準などを定める予定。

○試料の性質や保存場所の制約等により、全ての試料を保存することは現実的ではないなどの問題が考えられるため、研究倫理委員会を中心に、**研究者に対して運用上の問題点のヒアリング**を行い、実効性のある研究データの保存基準を策定するとともに、**保存が困難な資料のリストアップと対応、研究データの帰属先や保存責任者の明確化、管理や廃棄の手順、転出者等が保有する研究データの保存等**についても規程に盛り込む方向で検討していく。

○研究室主宰者は、**所属する研究者等が作成した研究記録を適宜確認しなければならない**とし、研究記録の確認の時期や方法を定めている。

○研究成果を公表しようとする研究者等は、①共同研究における責任者や責任分担の決定、②関係者による研究成果の内容確認、③各種計測データ等の保存、④引用の適切さ、⑤偽造、ねつ造、改ざん、盗用等を行っていないこと等を確認するとともに、**確認した記録を原則5年間保存**。研究室主宰者は、この確認が行われていることや発表原稿等を確認したうえで、**発表を承認**。

## 調査結果を踏まえた課題等

- 研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付けに係る規定について、約半数の研究機関が「規定していない」と回答。
- 今後の予定についても、「検討中であり、規定する時期は未定」「規定する予定はない」と回答する研究機関がある。
- その理由として、「研究者本人の管理に任せており、規程上明記していない」や「データ保存は研究者として当然のことであるというコンセンサスを所属研究者間で共有していることから、現時点では規定するに至らないと考えている」などを挙げている。
- 研究者が研究を進める上での**内在的な動機**だけでは、**適切な研究データの保存・開示には限界**がある。



○ **研究者自らが、責任を持って研究データの保存及び開示を行うことを明確に規定することを含め、研究データの保存・開示に当たっては、保存の対象とする研究データの範囲、研究データの性質等を踏まえた保存期間や保存方法などについて、研究機関として規程を整備し、研究者等に周知していくことが必要。**

## 6. 特定不正行為への対応等

### 基本的視点

- 不正行為を抑止するための環境整備のみならず、特定不正行為の疑惑が生じた際の調査手続や方法等に関する**規程や体制等を整備**することが必要。
- ガイドラインを踏まえた運用が可能であれば、必ずしも全ての事項について規定することを求めるものではないが、**ガイドラインにおいて規程等で定めることを求めている事項**がある。
- ガイドラインは、競争的資金による研究活動のみならず、**競争的資金以外の公募型研究費、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動が対象**。
- ガイドラインでは、「故意による不正行為」に加えて、「**研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不正行為**」も不正行為としている。

### 履行状況調査の結果

○特定不正行為の調査手続等に関する規程の整備・見直し

⇒ 実施済み又は平成27年度末までに実施予定 約85% (1,364機関)

○実施済みは、国立大学等では約96%、高等専門学校では約86%、独立行政法人では約81%、公立大学・私立大学では7割程度の一方で、短期大学や企業の割合が低い。

## 告発の受付・調査等に関して、規程等で定めることを求めている事項

### <受付窓口、受付から調査に至るまでの体制に関すること>

- 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法など/
- 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲

### <期間の目安に関すること>

- 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安
- 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安
- 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安
- 不服申立てに係る再調査の期間の目安

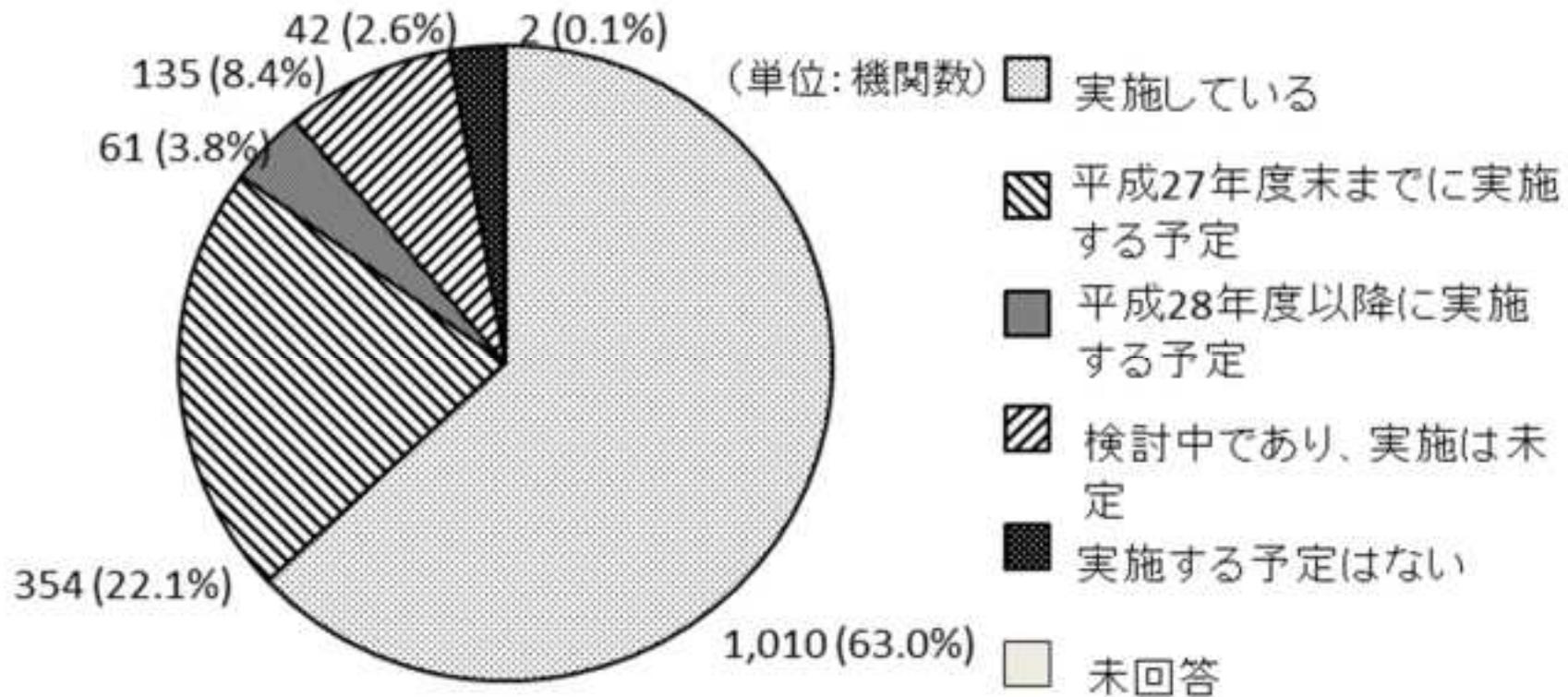
### <配分機関等及び文部科学省への報告に関すること>

- 本調査を行う場合の当該事案に係る配分機関等及び文部科学省への報告
- 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省への報告
- 被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときの当該事案に係る配分機関等及び文部科学省への報告
- 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合の当該事案に係る配分機関等及び文部科学省への報告
- 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときの当該事案に係る配分機関等及び文部科学省への報告
- 不服申立てがあった場合、再調査の結果の当該事案に係る配分機関等及び文部科学省への報告

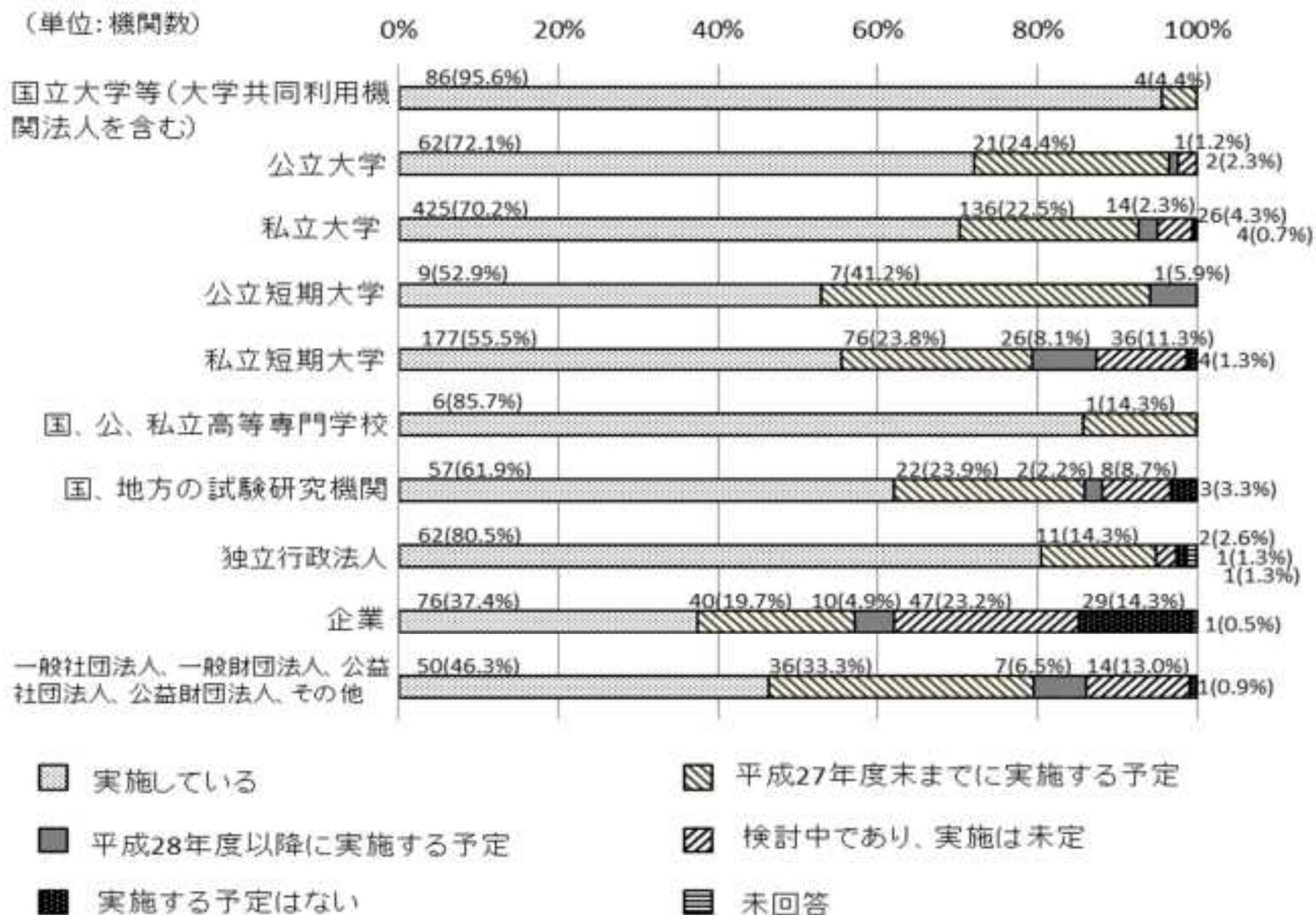
### <その他>

- 公表する調査結果の内容（項目等）

(1) 特定不正行為の調査手続等に関する規程の整備・見直し状況



## (2) 特定不正行為の調査手続等に関する規程の整備・見直し状況（研究機関種別）



## 特徴的な事例

- 不正行為に関する申立てや情報提供、相談・照会等に対応するための受付窓口を本部及び各部局に設置。また、学外の弁護士事務所に委託して、「コンプライアンス相談窓口」を設置して、研究不正を含めた相談体制を整備。
- 研究資料等の保存期間を原則として10年としたことに伴い、告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して10年以内に行わなければならないと規定。10年を超えた事案について、告発があった場合は、当該事案に関する調査は行うものの、関係する研究者等の処分は行わないとした。
- 全学共通の研究活動に関する申立窓口を設置し、各地区の窓口で申立てられた案件についても、全学共通の窓口で集約。申立てのあった案件は、研究コンプライアンス委員会で審議を行い、申立ての内容が合理性若しくは調査可能性を有しないと直ちに判断できない場合は、被申立者が所属する部門に予備調査委員会を設置し、調査開始の合理性や調査可能性等について判断。

## 調査結果を踏まえた課題等

- ガイドラインにおいて規程等で定めることを求めている事項について、「規定する予定はない」とする研究機関がある。
- ガイドラインを十分に理解していない研究機関がある。
  - ・ 競争的資金による研究活動のみならず、競争的資金以外の公募型研究費、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費等により行われる全ての研究活動を対象としているにも関わらず、競争的資金のみに限定している。
  - ・ 「故意による不正行為」に加えて、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不正行為」を規定していない。
  - ・ 研究費の不正使用への対応のみに限定した規程をもって、規程を整備済としている。



○ ガイドラインを理解し、ガイドラインで求めている事項を確実に規程等で定めることが必要。

I ガイドラインについて

II 履行状況調査の結果について

～ガイドラインで求めている規定・体制等の整備を中心に～

III 文部科学省における今後の対応

## 今後の対応

### ① 促進モデル調査による取組の促進

研究機関に訪問し、ガイドラインに基づく取組状況を把握するとともに、**先進的・特徴的な取組等を掘り起し、それを公表することにより**、各研究機関における取組を促進。訪問先は、履行状況調査の結果、特徴的な取組事例を有する研究機関の中から、地域性、規模、研究分野等を考慮し選定。

### ② 履行状況調査のフォローアップ

履行状況調査の結果、**対応が特に十分でない研究機関を対象に**、現地又は面接等により各研究機関の状況を把握するとともに、ガイドラインの趣旨等の説明を行い、**対応が不十分な点について指導・助言**を行う。

### ③ チェックリストによる状況の把握及び指導・助言

各研究機関における取組状況を把握するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした**公募型の研究資金に応募する研究機関に対して、「チェックリスト」の提出を求め**、取組状況を把握。**対応が不十分な研究機関に対して指導・助言**を行う。

※ 対応が十分でない研究機関に対しては、不十分な点の対応を求めた後、**一定期間経過後においても改善が認められない場合には、管理条件を付与する等の対応**を行う。

# チェックリスト

ガイドラインを踏まえた研究活動における不正行為に対応するために必要な体制整備等の状況について、今年度より、順次、公募型の研究資金制度の公募要領に「チェックリスト」の提出を求める旨を記載する予定。

## ○チェックリストの提出が必要な研究機関

- a) 平成28年度に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）に応募する研究機関。
- b) 平成28年度は競争的資金等に応募しないが、平成27年度以前に採択された競争的資金等の継続分を平成29年度も引き続き管理する研究機関。

## ○記入内容

- 各チェック項目に係る状況について、「Yes」「No」で回答。
- 「No」の場合は、その理由を必ず記入。「Yes」の場合は、特筆すべき事項や補足等がある際にその内容を記入。

## ○提出期限

- 競争的資金等の制度ごとに定める期限までに提出。
- 但し、上記 b) に該当する研究機関については、9月30日までに提出。

## ○提出方法

- e-Rad（府省共通研究開発管理システム）から提出。

## ○チェック項目の例

規程や体制の整備、研究倫理教育の実施など、**ガイドラインで実施を求めている事項について、その状況を確認する予定。**

### <研究倫理教育に関すること>

- 研究倫理教育を実施する体制を整備しているか。
- 研究者、研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を義務付け、定期的に研究倫理教育を実施することとしているか。

### <研究データの保存・開示に関すること>

- 研究データの保存や必要に応じた開示を義務付けることを規定しているか。

### <不正行為に関する規程や告発の受付等に関すること>

- 特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程を整備しているか。
- 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置しているか。また、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定めているか。
- 告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や範囲を定めているか。
- 告発及び調査内容について、秘密保持を徹底することとしているか。
- ガイドラインで規定することを求めている事項について、規定しているか。
- 本調査では、外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することとしているか。
- 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者にするかとしているか。

## (参考) 管理条件の付与について (ガイドラインより抜粋)

### 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

#### 2 組織としての管理責任に対する研究機関への措置

##### (1) 組織としての責任体制の確保

###### ① 管理条件の付与

文部科学省は、以下に掲げる場合において、研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度確認を行う。

(ア) 「第5節 2 履行状況調査の実施」で掲げた研究機関に対する履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合

(略)

###### ② 間接経費の削減

文部科学省が管理条件の履行状況について行う確認の結果において、管理条件の履行が認められないと文部科学省が判断した場合、競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

(略)

###### ③ 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講ずることを決定した後も、文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

(略)

## おわりに：研究倫理意識の醸成に向けて

- ✓ 不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するもの。科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するもの。
- ✓ 不正行為に対する対応は、研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用が基本。
- ✓ これに加えて、**研究機関が責任を持って、それぞれの研究機関の性格や規模等を考慮しつつ実効ある体制を整備し、構成員の研究倫理意識を醸成していくことにより、不正行為が起こりにくい環境をつくっていくことが求められる。**
- ✓ そのためには、研究倫理教育を始めとする不正防止に向けた取組を**研究機関が一丸となって実施していくことが必要**。また、研究倫理教育を効果的に実施していくためには、**様々な教材、多様な形態**を組み合わせることが必要。
- ✓ 「公正な研究」から**「国民から支持される研究」**へ。
- ✓ 今後、文部科学省では、研究機関に訪問し、取組状況を把握するとともに、**先進的・特徴的な取組を公表**していくことにより、各研究機関における取組を促進。
- ✓ また、**チェックリスト**により、各研究機関における取組状況を把握し、**対応が不十分な機関に対して改善を求めるとともに、一定期間経過後においても改善が認められない場合には、管理条件の付与を含む対応を行っていく予定。**

### □ 「CITII-Japan」プロジェクト

信州大学を含む6大学が共同して、米国をはじめ国際的に普及しているプログラム（CITII）を基に、国際標準を満たし、かつ、日本の研究現場の実情に合った研究倫理に関する教育プログラム及びe-learning教材の開発を行うプロジェクト。

### □ 「科学の健全な発展のために —誠実な科学者の心得—」

書籍に加え、テキスト版（日本語版、英語版）をJSPSのHPに掲載。  
また、これをもとにしたe-learning教材をJSPSのHPで提供。

### □ 「THE LAB」（研究倫理補助教材）

米国・研究公正局（ORI）の研究倫理啓発教材（THE LAB）の日本語字幕版をJSTのHPで提供。

### □ 「回答 科学研究における健全性の向上について」（日本学術会議）

文部科学省からの検討依頼に対する日本学術会議の回答

- ・ 実験データ等の保存の期間及び方法
- ・ 研究不正対応に関する規程のモデル など

# (参考) 研究公正全般について

## □ 研究公正ポータル ([http://www.jst.go.jp/kousei\\_p/](http://www.jst.go.jp/kousei_p/))

各研究機関の研究倫理教育責任者や研究者など研究に係わる方に対する、研究倫理教育教材等の普及、知識向上のための情報をJSTのHPで提供。JSPS、AMEDと連携して運営。

- 「研究不正について (知りたい)」 - ガイドライン・行動規範、調査研究、研究不正事案など
- 「防止対策 (について知りたい)」 - 教材、学協会論文投稿規定、各種調査など
- 大学や研究機関、学協会の研究公正サイトリンク集やイベント情報やオリジナルコンテンツも掲載

